

宮崎市消防局出前防災講座申込書

(兼宮崎市政出前講座申込書)

年 月 日

殿

申請者 住 所 〒
氏 名
連絡先 TEL
FAX

団体名	
受講日時	自 年 月 日 時 分 ～ 時 分 至 年 月 日 時 分 ～ 時 分
受講人員	人 ※ 講習内容や会場によっては、受講人数の制限をお願いすることがあります。
受講場所	

☆希望する内容につきましては、下記の項目に○をつけてください。

講 座 の 内 容	具 体 的 項 目	基本的 時間	○印	備考（希望時間記入）
火災から身を守る (火災講座)	避難訓練指導	3 0 分		
	防火講話	1 5 分		
	防火映画	2 0 分		
	模擬消火体験	2 0 分		
地震から身を守る (地震講座)	防災講話	1 5 分		
	防災映画	2 0 分		
	地震体験車の体験搭乗（上記研修時にご利用ください。20人程度）			
災害から地域を守る (自主防災講座)	自主防災資機材の取扱い	6 0 分		(※複数の自治会や自主防災組織（原則、地域単位）を対象)
救命率を向上させる ための応急手当法等 (救急講座) ※3時間以上を要する救命 講習は、受講人員50人未 満が目安です。	救命入門（90分）コース	9 0 分		
	救命入門（45分）コース	4 5 分		
	基礎講習（応急手当）	6 0 分		
	普通救命講習Ⅰ ※WEB講習修了者用	3時間 ※2時間		※WEB講習修了者は1時間短縮
	普通救命講習Ⅱ ※WEB講習修了者用	4時間 ※3時間		※WEB講習修了者は1時間短縮
	普通救命講習Ⅲ ※WEB講習修了者用	3時間 ※2時間		※WEB講習修了者は1時間短縮
	上級救命講習	8時間		
	応急手当普及員講習	24時間		
	応急手当普及員再講習	3時間		応急手当普及員講習終了後3年毎
	応急手当指導員再講習	4時間		応急手当指導員講習終了後3年毎

(備考)

※詳しい内容につきましては、下記までお問い合わせください。		受 付
【宮崎市北消防署】	【宮崎市南消防署】	
北 本 署(電話：32-4909) 東 分 署(電話：23-4111) 西 部 出 張 所(電話：75-4664) 北 部 出 張 所(電話：73-2117) 住吉救急出張所(電話：36-3119)	南 本 署(電話：53-0033) 中 部 出 張 所(電話：50-3148) 南 部 出 張 所(電話：85-1183) 青 島 出 張 所(電話：65-2397)	
応急手当研修センター(開庁時間8:30～17:15) (電話：62-4119・FAX：62-4120) ※不在のときは警防課へご連絡ください。(警防課電話：32-4903)		

※ 火災講座、地震講座、自主防災講座の申し込みは各消防署(所)まで！

※ 救急入門コース・基礎講習・普通救命講習の申し込みは応急手当研修センター又は各消防署(所)まで！

※ 上級救命講習、応急手当普及員講習、応急手当指導員講習の申し込みは応急手当研修センター又は警防課まで！

【各講座の概要】

1 火災から身を守る（火災講座）

（1）項目

- ア 避難訓練指導
- イ 防火講話
- ウ 防火映画
- エ 模擬消火体験

（2）内容

火災の発生原因や火災が発生した際の対処法などについての防火講話や、実際に火災の発生を想定した避難訓練など、火災の対処法を身をもって習得することができる講座です。

2 地震から身を守る（地震講座）

（1）項目

- ア 防災講話
- イ 防災映画
- ウ 地震体験車の体験搭乗

（2）内容

近年危惧されている南海トラフ巨大地震など大規模地震に対する事前準備から、発生後の対処法など地震に関する防火講話や、地震体験車による地震体験など、地震の対処法を身をもって習得することができる講座です。

3 災害から地域を守る（自主防災講座）

（1）項目

自主防災資機材の取扱い

（2）内容

複数の自治会や自主防災組織（原則、地域単位）を対象として実施するもので、自主防災資機材の基本的な取り扱いを行います。

4 救命率を向上させるための応急手当法等（救急講座）

※普通救命講習及び上級救命講習は修了証、応急手当普及員講習は認定証が交付されます。

（1）項目

- ア 救命入門コース…◆90分コース 心肺蘇生法、AEDの使用法などの基礎を学べるコースです。
◆45分コース 上記コース内容で、人工呼吸法の指導を省略したコースです。
- イ 基礎講習…止血、包帯法、搬送法などを受講者の要望に合わせて行う講習です。
- ウ 普通救命講習Ⅰ…心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法、AEDの使用法の講習です。
- エ 普通救命講習Ⅱ…普通救命講習Ⅰの内容にAEDの実技と知識の確認、評価が加わった講習です。
※業務内容等から一定の頻度で心肺停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される方を対象としております。
- オ 普通救命講習Ⅲ…心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法、AEDの使用法の講習です。
- カ 上級救命講習…普通救命講習Ⅱの内容に傷病者管理法、外傷の手当、搬送法、知識の確認と実技の評価が加わった講習です。
- キ 応急手当普及員講習…救命に必要な応急手当講習（心肺蘇生法・AEDの使用法など）を行い、主として事業所又は防災組織の所属職員に指導を行う指導者を養成する講習です。
- ク 応急手当普及員再講習…認定証の有効期限が3年のため再講習を受講することで、更に3年有効期間を延長するための講習です。
- ケ 応急手当指導員再講習…指導員講習の受講後3年以上経過した場合に受講する講習です。
- コ 応急手当WEB講習※…応急手当に関する基礎学習を自宅等で受講できる講習です。（申込みの必要なし）
※<https://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/index.html>

（2）内容

身近で起こりうる急な病気などに対する対処法を習得し、救急車が到着するまでの間、素早く的確な救命処置を行うことができるよう心肺蘇生法を中心とした実技講習を行うものです。更に長時間の講習を受講することで、応急手当法の指導資格を得るための講習もあります。